

地券 相模国愛甲郡中津村

資料課 齊藤 達也

1 はじめに

神奈川県立公文書館には、「地券 相模国愛甲郡中津村」⁽¹⁾ という表題の付いた資料が保存されている。地券とは、地租改正により土地の所有者を特定するための証券である。地券は、一筆ごとに一枚公布され、そこには土地の地番、持主、地目、面積、地価などが記載されている。地租改正は、明治6(1873)年から始められ明治9年までに終了することになっていた。しかしながら、実際の地券の発行は、用紙の不足などから明治9(1876)年に発行できないことが多かったのである。公文書館に保存されている地券には、「明治九年改正」と記載されているが、公布されたのは明治13年である。そして、地租は、地価の100分の3(明治10年からは100分の2.5)とされていた。

この資料は、相模国⁽²⁾愛甲郡中津村内の土地に対する地券が綴じられたもので、公文書館の書庫には愛甲郡中津村内の明治13年に公布された地券が300枚ほど保存されている。

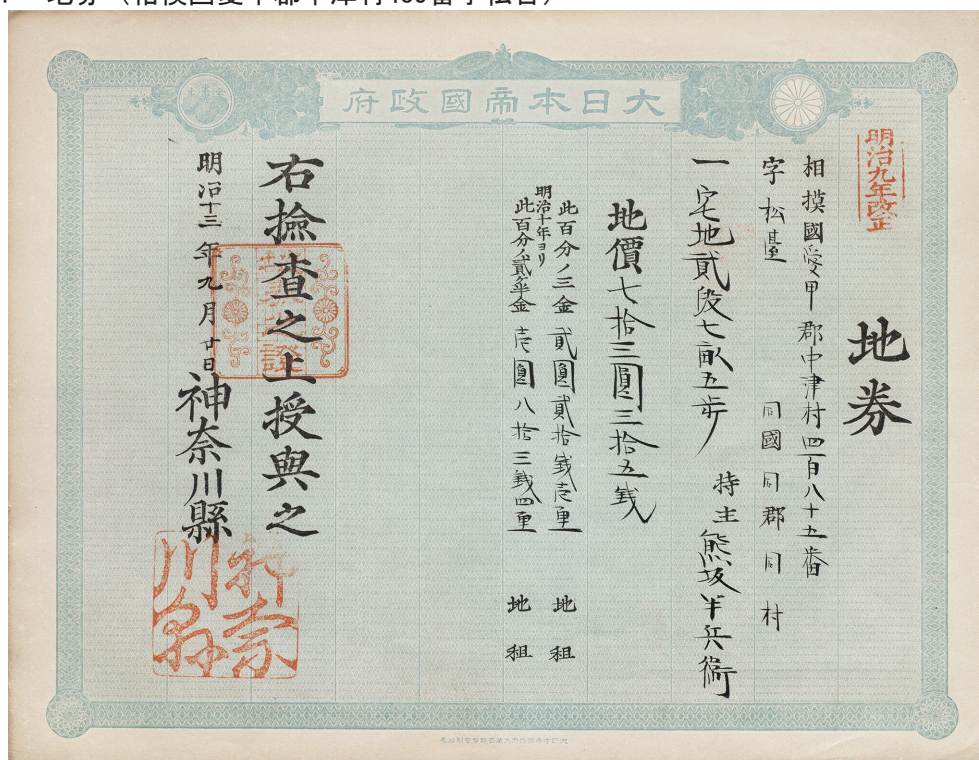
2 愛甲郡中津村485番

神奈川県立公文書館に保存されている約300枚の中津村の地券の中に相模国愛甲郡中津村485番の地券(図1)がある。愛甲郡中津村は、昭和31(1956)年9月30日に愛甲郡愛川町に編入されており、この地番の土地は現在愛甲郡愛川町が所有し、『古民家山十邸』として一般に公開されている施設となっている。この古民家山十邸は、地元農家の熊坂半兵衛が明治16(1883)年に建築した住居である。熊坂家は、油屋を営んでおり屋号を山十と称していたため『山十邸』となった。

地券には所有権を移転した場合に移転日と新しい持主を記載する欄が裏面に用意されており、この愛甲郡中津村485番の土地は、明治17年5月10日に持主が息子の弁蔵に移転したことが記載されている。その後、昭和19年には、思想家で民間人として唯一A級戦犯の容疑で起訴された大川周明が、この住宅を住居としたため『元大川周明邸』としても有名である。

地券 相模国愛甲郡中津村

図1 地券（相模国愛甲郡中津村485番字松台）⁽³⁾



3 小説 相模国愛甲郡中津村

さて、松本清張の作品に『相模国愛甲郡中津村』⁽⁴⁾ という短編小説がある。この小説は、明治初期に実際に起きた贋札事件を題材にして作られたものである。この小説では、古本屋で知り合った老人から、事件の犯人である長庵は無実であり、その証拠となる資料を持っていると言われ、その老人の家へ行きその資料を買うが、その資料は偽物で詐欺にあった、という話である。

この贋札事件は、明治10(1877)年ごろに関西地方を中心に見つかった贋札製造及び使用の容疑が藤田組関係者に掛かり、藤田組贋札事件と呼ばれていたが、その後藤田組関係者の容疑は確定せず、明治12年12月20日、警察に取り調べを受けていた者たちは皆釈放された。

そして、明治15年9月20日に相模国愛甲郡中津村の熊坂長庵が贋札製造及び行使の容疑者として逮捕されたのである。取り調べの結果、熊坂長庵だけが犯人とされ、明治15年12月8日神奈川重罪裁判所から無期徒刑が言い渡され、熊坂長庵は上告したが明治16年10月24日大審院により上告棄却となったものである。

松本清張は、『相模国愛甲郡中津村』の他にもこの事件を題材にした、『不運な名前』⁽⁵⁾ という短編小説を書いている。この小説は、樺戸の資料館で出会った男が、藤田組贋札事

地券 相模国愛甲郡中津村

ただ『画工』というだけで贋造作りにしたのです。」と書かれているが、公文書館所蔵の郡役所文書（図2）に、愛甲郡の第一回内国勸業博覧会への出品に関する文書も存在し、「熊坂長庵」の署名と印影も発見された。この文書には、熊坂長庵は「写真絵」として作品を出品していることが記録されている。

そして、長庵は、明治15年9月20日贋札製造及び行使の容疑者として逮捕される。明治15年12月8日神奈川重罪裁判所で無期徒刑となり、上告するも明治16年10月24日大審院により上告棄却となる。裁判言渡書は、次のとおりである。

【資料1】⁽¹⁰⁾

裁判言渡書

神奈川県相模国愛甲郡中津村十七番地平民

熊坂 長庵 当三十八年十ヶ月

其方儀、明治十年二月頃ヨリ内国通用二円紙幣ヲ偽造セント発意シ、繼テ之レヲ偽造シ、爾来遊蕩ニ漫遊ニ其他処々ニ之レヲ行使シテ本年ニ至リタル事実ハ、司法警察官ノ調書、検察官ノ調書、予審掛ノ調書、高座郡田名村平民鈴木熊五郎ガ始末書、及其方ノ自宅ニ現在セシ偽造紙幣、並ニ偽造ノ用ニ供シ又ハ其用ニ供スベキモノト認メタル器具・洋紙等ノ充分ナル証憑ニ因リ認定セラレタリ、依テ刑法第百八十二条初項ニ照シ無期徒刑ニ処ス

但シ、犯罪ノ用ニ供シタル器具ハ刑法第四十三条ニ抛リ、二円偽造紙幣八百十五枚ハ同第四十三条第四十四条ニ抛リ没収シ、洋紙其他十六品ハ還付ス、尚ホ予テ差押置キタル家屋・地券・物品等ハ悉ク解放ス、公訴裁判費用ハ渾テ負担ス可シ

明治十五年十二月八日神奈川重罪裁判所ニ於テ

裁判長判事 西 潟 訥

陪席判事 別 役 元 昌

同判事補 松 浦 久 彦

書記 高 地 安 三 郎

干預検事補 清 水 純 孝

大審院裁判言渡書

神奈川県相模国愛甲郡中津村十七番地平民画工

熊坂 長庵 三十八年十月

内国通用ノ紙幣ヲ偽造シタル被告事件ニ付、明治十五年十二月八日、神奈川重罪裁判所
 ガ刑法第百八十二条初項ニ依ル無期徒刑ニ処スト言渡シタル裁判ニ服セズ上告セリ。其
 要領ハ紙幣偽造ノ嫌疑ヲ受ケ就縛ノ際押収セラレタル二円紙幣ハ明治十一年二月十六日
 東京四谷荒木横町石田幸平ナル者二円紙幣ヲ携ヘ来リ、下総国小野昱ノ進メニ因リ所持
 ノ古金五百両ヲ以テ売買シ、其紙幣ヲ以テ遊蕩ニ消費セシモノニテ、所々漫遊シ自家ニ
 在ルノ日太少ク、且銅板鑲刻ヲ学ビタル僅ニ二十日間ニテ、印刷ノ術、肉製法等他ニ学
 ビタルコトアルニアラザレバ、紙幣偽造スベキ暇ナキノミナラズ、学ビ得ズシテ為シ得
 ベキ事ニアラザルニ、原裁判所ハ精神錯乱中為シタル妄説ヲ信シ、紙幣偽造者ナリシト
 シ無期徒刑ヲ言渡サレタルハ不法ナリト思考ス、因テ破毀ヲ願フト云フニアリ。

対手人検事渥美友成ハ上告趣旨ノ不当ナルヲ弁駁シ、原裁判毫モ不当ニアラズト答弁セ
 リ。

大審院ニ於テ専任判事鳥居断三ノ報告ニ依リ、上告代言人森大次郎ノ陳述臨時検事池上
 三郎ノ意見ヲ聴キ判決スル左ノ如シ

上告ノ理由スル処明治十一年以来ハ所々漫遊シ自家ニアル且少ク、且僅ニ銅板鑲刻ハ
 二十日間学ビタルノミナレバ其暇ナキノミナラズ、学ビ得ズシテ為シ能ハザルコトナリ
 ト云フニアリト難ドモ、原裁判所ガ各個ノ証憑ニ依リ認メタル事實ニ対シ從ニ其当否ヲ
 論難スルニ過ギザレバ、上告シテ破毀ヲ求ムルノ原因ト為スヲ得ズ。何トナレバ治罪法
 第四十六条ニ被告人ノ白状、官吏ノ検証調書、証拠物件、証人陳述鑑定ノ申立其他諸般
 ノ徴憑ハ裁判官ノ判定ニ任ズトアリテ事實裁判所ニ任從セシモノナレバナリ。其他司法
 警察官及ビ予審判官ニ対シ為シタル供述ハ精神錯乱中ノ妄説ナリト云フモ、果シテ其妄
 説ニ係ルヤ否ヤ是亦前ニ弁論スル如ク原裁判所ガ証憑ニ依リ認ムル処ニ任從スル部内ナ
 レバ破毀ヲ求ムル原因ト為スニ足ラズ、因テ上告ノ趣意総テ相立たズ。右ノ如クナルヲ
 以テ治罪法第四百二十七条ニ依リ本案上告ヲ棄却スル者也。

大審院ニ於テ検事池上三郎立会宣告ス。

明治十六年十月二十四日

裁判長判事	伴	正	臣
専任判事	鳥居	断	三
判事	高木	勤	
判事	薄井	竜	之

地券 相模国愛甲郡中津村

判 事 小 村 寿 太 郎

書 記 幸 田 熊 興

熊坂長庵の住所について、裁判では「神奈川県相模国愛甲郡中津村十七番地」とされている。「実際には中津村511の筈であり、中津村17の付近は畑などが多く家はあまりないところである。」と指摘する資料もある⁽¹¹⁾。こうしたことが裁判自体の信憑性を疑う原因の一つになったようである。神奈川県警察史⁽¹²⁾には、「当時の上層部と長庵の間に何か隠された問題があったのかもしれない。」と記述されている。

しかし、この裁判は明治15年から16年に行われたものである。この裁判時に使われていた戸籍は、明治4年に制定され明治5年に施行された戸籍法により編纂された戸籍（所謂『壬申戸籍』）である。いくつかの資料に記載されている中津村511番は地番である。地番は、地租改正のときに振られたものである。地租改正で地番が振られる以前は、住所は住居ごとに振られていた「番戸」あるいは「番屋敷」などと呼ばれていた番号が使用されていた。

この明治5年に施行された戸籍法では、様式の住所を「番屋敷」で記載することが定められている。裁判所の言渡書に記載されていた「17番地」は、戸籍に記載された番号で熊坂長庵の自宅が17番だったと思われるのである。なお、明治19年改正の戸籍法では、この番屋敷と呼ばれた番号から地租改正で振られた「地番」に変更されている。

熊坂長庵は、明治16年10月24日に神奈川県監獄署に収監され、明治17年2月19日東京集治監へ移送、3月17日に樺戸集治監へ押送され、3月27日に収監されている。（樺戸集治監は、明治14年に北海道樺戸郡に開設した重罪囚の監獄である。）

長庵は、獄中でも画を描いている。樺戸集治監は、大正8(1919)年に廃止され、その後樺戸集治監本庁舎は、月形町役場として使用されていたが、昭和47(1972)年に北海道行刑資料館となり、平成8(1996)年に月形樺戸博物館に改称した。月形樺戸博物館には、『梅花美人図』などの作品が展示されている。また、北海道樺戸郡月形町の曹洞宗北漸寺には『観音図』が保存されており、同町の西山太郎左衛門宅には、山水画6点が所蔵されているとのことである。⁽¹³⁾

5 熊坂長庵の自宅

この熊坂半兵衛が建てた古民家山十邸がある場所は、熊坂長庵が以前住んでいたとされる場所でもある。熊坂半兵衛は、この住宅を建てるため隣地の長庵の自宅を買い入れたも

ので、長庵はそのためこの485番から100メートルほど南に位置する511番（現在は、熊坂児童館になっている場所である。）に引っ越したとされている。(14)

昭和5(1930)年に刊行された、所謂土地宝典の『愛甲郡中津村(地番反別地目入地図)』(図3)と突き合わせを行って、熊坂半兵衛が持主となっている地券を調べてみると、その中に485番の隣地にあたる地券(図4)が存在したのである。

図3 『愛甲郡中津村(地番反別地目入地図)』(15)

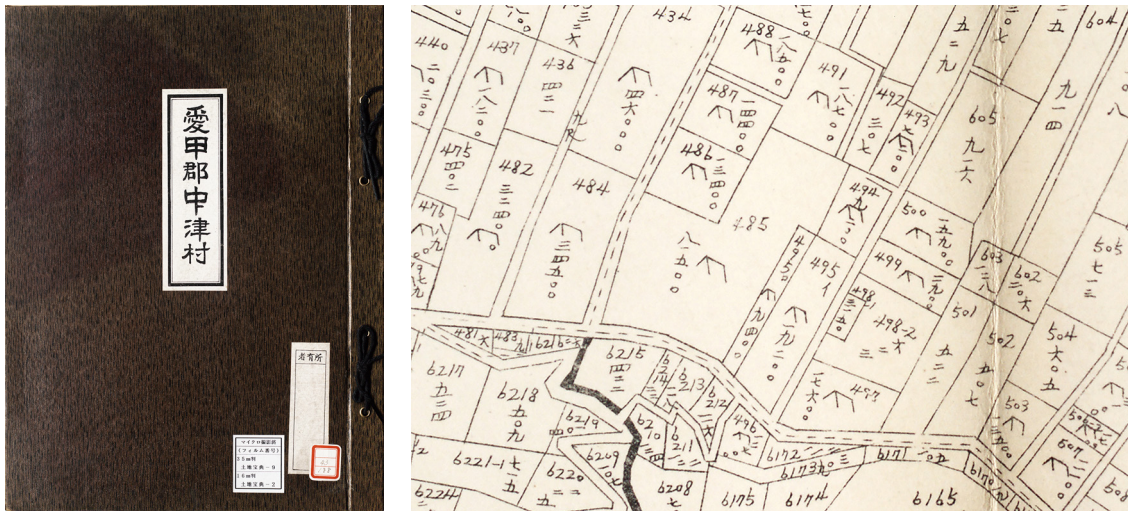
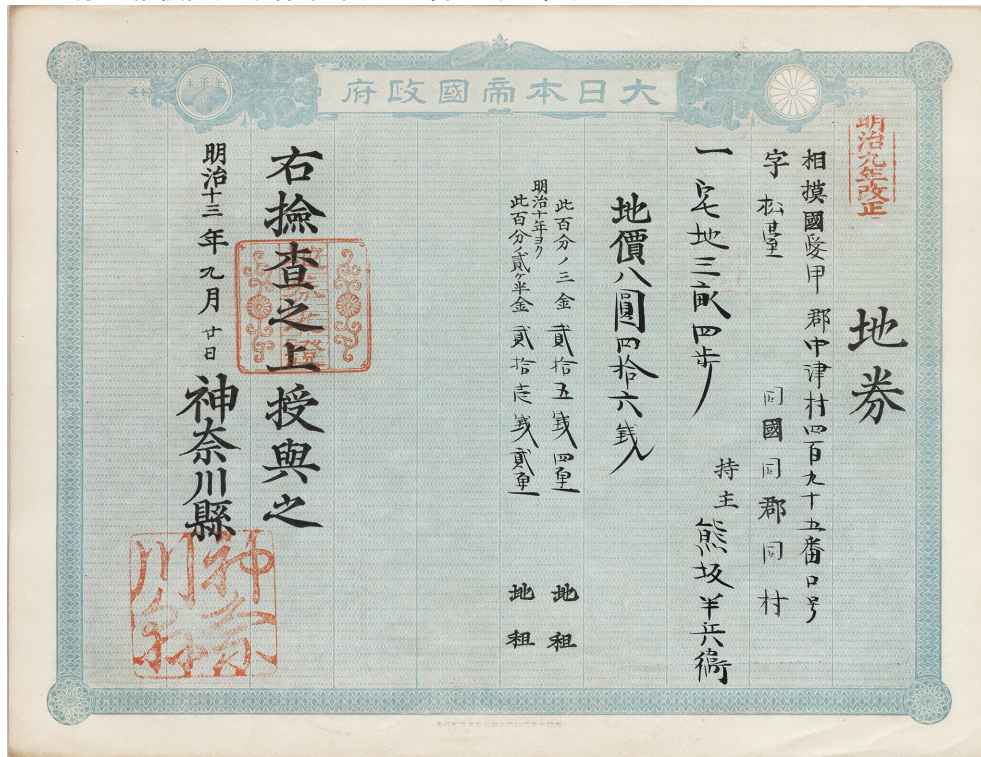


図4 地券(相模国愛甲郡中津村495番口号字松台)(16)

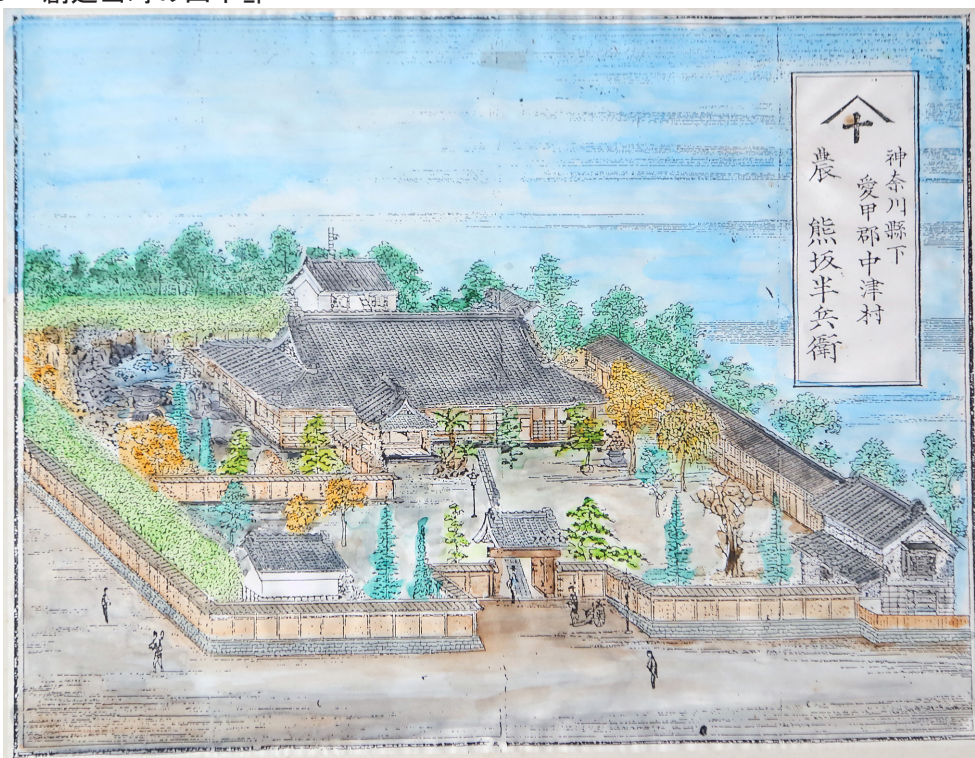


地券 相模国愛甲郡中津村

この地券には、495番口の地番が付いており、現在古民家山十邸の一部で資料が展示してある蔵や駐車場となっている部分にあたる場所である。古民家山十邸に展示されている明治初期の熊坂半兵衛の屋敷図と比べても、この部分が建築当初から敷地となっていたと考えられるのである。

この土地には、枝番が付され495番イとロに分筆されていることから、明治9(1876)年の地租改正時に495番が振られ、その後イとロに分筆されたと考えられるべきであるから、明治9年からこの地券が交付される明治13年の間に取得された土地と考えられ、自宅となっている敷地の一部の売買のために、わざわざ自宅を引っ越すのは、不合理であるので、この土地495番口が長庵から取得したものであるならば、長庵が別の場所(511番)に新居を建築して転居したのち利用されていなかった土地の一部を購入したと考えられるべきであり、「半兵衛が長庵の屋敷を買ったために、長庵は引っ越した。」というのは誤りと思われる。

図5 創建当時の山十邸⁽¹⁷⁾



6 大川周明邸

松本清張の作品に『砂の審廷 小説東京裁判』⁽¹⁸⁾という小説がある。これは、大川周明のことを書いたもので、松本清張はこの中で「この屋敷は熊坂長庵のものだったのを昭和十九年ごろに大川周明が買った。」「熊坂長庵の偽造紙幣の製造はこの土蔵の中だったとい

うのが村人の語り伝えである。」と書いている。

松本清張は、小説『砂の審廷 小説東京裁判』を書くときに、この旧大川邸を訪ねたそうである。この時のことを松本清張全集第38巻のあとがきに次のように書いている。

「大川周明を書いたとき、大川のいた中津村を見に行ったところ、熊坂長庵の家を大川が買って住んでいたのにはおどろいた。奇妙なめぐり合せである。その家は、中津川溪谷に面し、いかにも昔の庄屋らしい屋敷であった。長庵が紙幣を贋造していたという土蔵も現存していた。」

仮に、熊坂長庵が贋札を製造したのが、松本清張が聞いた通り旧大川邸に残されていた蔵であるということであれば、この蔵の位置は、まさに半兵衛が長庵から買い入れたと思われる495番口あたりであるので、可能性は十分あると考えてよいのではなかろうか。

しかしながら、松本清張が見たであろう土蔵は、現在も古民家山十邸に残されている（建物と土台などを調べると、建物部分は古い物であるが土台部分は比較的新しい物であり、熊坂半兵衛の屋敷図では現在駐車場になっている場所に描かれているので、近年移設したと推察される。）が、土蔵の中柱に「神奈川県下相模国愛甲郡中津村山十油屋様ノ中柱」と材木の送り先が墨字で残されていることから、熊坂長庵が使用していた土蔵ではなく、母屋と同時期に造られたものと考えられるのである。

7 古民家山十邸

愛甲郡中津村485番の土地は、昭和19(1944)年8月10日に売買によって熊坂一嘉から大川周明に所有権が移転する。その後、愛甲郡中津村は、昭和31年9月30日に愛川町に編入となり、愛甲郡中津村485番は、愛甲郡愛川町中津485番となる。

そして、愛甲郡愛川町中津485番の土地は、昭和32年12月24日相続により大川かねに所有権が移動している。さらに、昭和37年2月5日売買により東京都調布市深大寺北町で造園業を営む浅田金次に移動し、平成元(1989)年10月20日愛甲郡愛川町に買収され、『古民家山十邸』として一般公開されている。

【注】

- (1) 「地券(相模国愛甲郡中津村1751番字大塚 持主 中屋徳松他8名)明治9年改正」(当館所蔵 行政刊行物・図書 K611-0-201)
- (2) 「さがみのくに」の正式な漢字表記は、『相模国』であり2文字目は「手偏」である。

地券 相模国愛甲郡中津村

そのため、本文においても地券や裁判の言渡書などは原文のとおり『相模国』と表記した。

- (3) 前掲注1のうち、請求番号 K611-0-201-142
- (4) 松本清張『相模国愛甲郡中津村』（文芸春秋社 昭和38年）
- (5) 松本清張『不運な名前』（文芸春秋社 昭和57年）
- (6) 愛川町文化財保護委員会『あいかわの炉辺史話』（愛川町教育委員会 昭和42年）（当館所蔵 行政刊行物・図書 K21-9.11-1）
- (7) 福井周道『樺戸の長庵先生—それでもナヅにつつまれて—』（福井周道 昭和54年）（当館所蔵 行政刊行物・図書 K28-9.11-3）
- (8) 内国勸業博覧会は、日本が参加した1873年のウィーン万国博覧会を参考に、初代内務卿大久保利通が主導して開催した、勸業政策が色濃く打ち出された政府主導の博覧会で、第一回が明治10(1877)年8月21日から11月30日まで開催され、明治36年の第5回まで実施された。
- (9) 『明治14～15年 諸要書類』（当館所蔵 郡役所文書 郡-10-1）
- (10) 『東京横浜毎日新聞』（明治15年12月10日）
- (11) 前掲注(7)
- (12) 神奈川県警察史編さん委員会『神奈川県警察史 上巻』（神奈川県警察本部 昭和45年）（当館所蔵 行政刊行物・図書 K315-0-212）
- (13) 前掲注(7)
- (14) 中村昌治『八十八歳の郷土誌』（中村書店・中央公論事業出版 昭和61年）（当館所蔵 行政刊行物・図書 K21-0-34）
- (15) 全国市町村地図刊行会『愛甲郡中津村（地番反別地目入図）』（昭和4年）（当館所蔵 行政刊行物・図書 K292-0-22-67）
- (16) 前掲注(1)のうち、K611-0-201-143
- (17) 古民家山十郎所蔵
- (18) 松本清張『砂の審廷 小説東京裁判』（筑摩書房 昭和45年）